

障がい者手帳・医療費助成

障がい者手帳について

障がい者手帳の交付を受けることで、障がいのある方が生活を維持・継続するために必要な支援を受けたり、様々な福祉サービスを使うことができます。手帳を持つことで不都合が生じることはありません。各手帳の申請書は、福祉支援課（総合福祉センター）・総合事務所・支所・出張所にあります。

【身体障がい者手帳】あか色

身体障がい者手帳は、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳です。障がいの程度によって1級から6級まであります。

手続きに必要なもの

- 指定医による診断書
- 写真（タテ4cm、ヨコ3cm）2枚
【上半身、無帽、1年以内】
- 身体障がい者手帳（変更の場合）
- マイナンバーカード



【療育手帳】みどり色

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された方に交付される手帳です。判定については、保護者同伴のうえ、18歳未満の方は萩児童相談所、18歳以上の方は山口県知的障害者更生相談所に行き、判定を受けていただきます。

「障がい者」の表記について

「害」という漢字はマイナスイメージを持つ言葉に多く用いられています。萩市・阿武町では障がいのある方やそのご家族の気持ちを尊重して「障がい者」と表記しています。ここでは、法に定められている用語についてもひらがなで表記していますので、ご理解ください。



手続きに必要なもの

- 療育手帳交付申請書
- 写真（タテ4cm、ヨコ3cm）1枚
【上半身、無帽、1年以内】
- マイナンバーカード

【精神障がい者保健福祉手帳】あお色

精神障がい者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するものです。精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。精神障がい者保健福祉手帳の等級は精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであります。※精神障がい者保健福祉手帳の有効期限は2年です。有効期限の3か月前から更新手続きができます。

手続きに必要なもの

- 下記のいずれかの書類
 - ・精神障がい者保健福祉手帳用診断書
 - ・精神障がいを支給事由とする障がい年金証書または特別障がい給付金通知書+直近の振込通知書+同意書
- 写真希望者のみ（タテ4cm、ヨコ3cm）1枚
【上半身、無帽、1年以内】
- マイナンバーカード

各種手帳をお持ちの方へ このようなときは、手続きが必要です。

- ・障がいがなくなったとき
- ・障がいの程度が変更又は、新しく別の障がいが発生したとき
- ・住所、氏名が変わったとき
- ・保護者が変わったとき
- ・障がい者本人が死亡したとき



医療費の助成について



自立支援医療について

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する制度です。利用者負担は、原則として1割となりますが、所得や病状などに応じて月額負担上限額が設定されています。

更生医療	身体障がい者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）
育成医療	身体に障がいのある児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる児童（18歳未満）
精神通院医療	統合失調症などの精神疾患のある方で通院による精神医療が継続的に必要な方

- 問合せ先
萩市：萩市福祉支援課 障がい福祉係（Tel. 0838-25-3523）
阿武町：阿武町健康福祉課 福祉保険係（Tel. 08388-2-3115）

重度心身障がい者医療費助成制度について

身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A又は精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方もしくは障がい年金1級、特別児童扶養手当1級を受給されている方の医療に関する経費のうち医療保険自己負担額を助成する制度です。※障がい者本人の所得により、制限があります。

その他のサービス

各種手当や年金について	
税の減免・控除について	
心身障がい者福祉タクシー券について	
交通機関等の割引について	
日常生活用具の支給・貸与について	
補装具費の支給について	
補装具の借受について	

一定以上の障がいのみとめられる方は、該当なる場合があります。詳しくはご相談ください。

障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、障害者総合支援法にもとづいて提供されます。障害者総合支援法とは、地域社会における共生の実現に向けて障がい福祉サービスの充実や、障がいのある方の日常生活や社会生活を総合的に支援するためにつくられた法律です。障がい福祉サービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

【対象】障がい者・児（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病患者等）

自立支援給付

障がい福祉サービス

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行介護
- 行動援護
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

訓練等給付

- 自立訓練（機能・生活）
- 就労移行支援
- 就労定着支援
- 就労継続支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）

相談支援

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

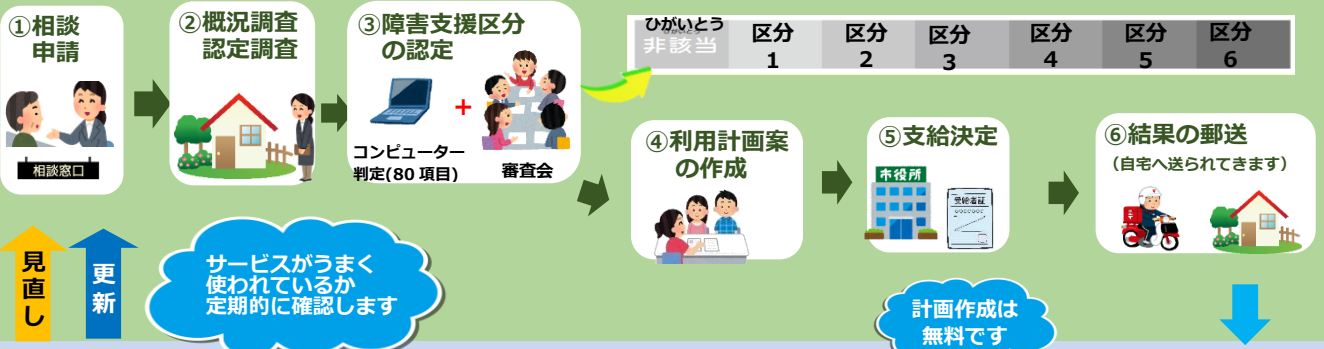
補装具

地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- その他日常生活、社会生活等の支援事業

障がい福祉サービスの流れ

低い ← 高い
一人でする事が多い ← 手厚いサービスが必要



サービスの利用者負担

障がい福祉サービス、児童の福祉サービスの利用者負担額は、1月あたりのサービス利用料金の1割となります。ただし、利用料の負担が過重にならないよう、所得に応じた負担上限月額が設定されています。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（居宅で生活する障がい児）	4,600円
	市民税課税世帯（居宅で生活する障がい者及び20歳未満の施設入所者）	9,300円
一般2	市民税課税世帯（一般1以外の世帯、グループホーム利用者）	37,200円

障がい福祉サービス(介護給付)の内容

居宅介護 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事などの援助を行います



重度介護 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います



同行援護 同行援護

移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ・食事、その他外出する際に必要となる援助を行います



行動援護 行動援護

重度の知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護等を行います

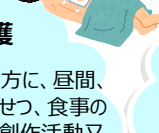
療養介護 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います



生活介護 生活介護

常時介護を必要とする方に、昼間、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します



短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介助等を行います



入所支援 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護等を行います



障がい福祉サービス(訓練等給付)の内容

機能訓練 生活訓練 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、施設で一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います

就労移行訓練 就労移行訓練

一般就労を希望する方に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います

就労継続支援 A型=雇用型、B型=非雇用型

一般就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います

定着支援 就労定着支援

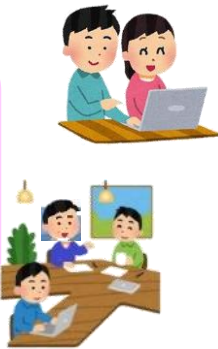
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との調整やそれに伴う必要な支援を行います

生活援助 自立生活援助

定期的な巡回、訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います

共同生活援助 共同生活援助 (グループホーム)

身体障がい、知的障がいや精神障がいのある方に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や介護等を行います



宿泊型自立訓練 宿泊型自立訓練

日中仕事をされている方や、障がい福祉サービス事業所、デイケア等を利用している方に対し、夜間の生活の場所を提供し、帰宅後の食事、家事等の生活能力向上のための訓練を行います

自立訓練 自立訓練

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や助言などの支援を提供します



地域生活支援事業(萩市)の内容

相談支援 相談支援

障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援を行います



移動支援 移動支援

一人では外出が困難な身体障がい、知的障がいや精神障がいのある方が円滑に外出できるように移動を支援します



日中一時 日中一時支援

日中活動の場を提供し、日常的に介護しているご家族の就労及び休息を支援します



訪問入浴 訪問入浴サービス

訪問入浴車により家庭を訪問し、入浴サービスを行います



児童福祉法による福祉サービスの内容

発達支援 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います(対象：未就学児)



放課後等 デイサービス 放課後等 デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います(対象：就学児)

保育所等 訪問支援 保育所等 訪問支援

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います

居宅訪問型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、当該児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、機能訓練の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行います